

1 行動計画の趣旨、目的

岡崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、

- ・ 岡崎市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の住民等への適切な提供方法
- ・ 住民に対する予防接種の実施
- ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体等との連携

等について 2012 年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 8 条に規定される市町村行動計画として 2014 年に策定されたものであり、その趣旨及び目的は、平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることである。

2 改定の背景

市町村行動計画は、特措法の規定により、上位計画である政府行動計画及び都道府県行動計画に基づいて作成するものとされている。

今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が 2024 年 7 月 2 日に抜本的に改定され、2025 年 6 月 6 日に愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画についても改定された。これを受け、市行動計画の改定を行うものである。

3 改定の概要

(1)対策項目：前計画で 6 項目だった対策項目を 13 項目に拡充し、内容を充実

(2)フェーズごとの計画：有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取組を充実

全体を以下の 3 期に分けて記載

- ・ 準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等
- ・ 初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応
- ・ 対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等

4 計画の構成及び概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画と市行動計画

- 第1章 感染症危機を取り巻く状況
- 第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 第3章 政府の感染症危機管理の体制
- 第4章 市の取組の経緯
- 第5章 市行動計画の改定

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第1節 有事のシナリオの考え方
 - 第2節 感染症危機における有事のシナリオ
- 第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- 第5章 対策推進のための役割分担
- 第6章 市行動計画における対策項目と横断的視点
 - 第1節 市行動計画の主な対策項目並びにその基本理念及び目標
 - 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点
- 第7章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制：関係機関との緊密な連携等
- 第2章 情報収集・分析：効率的な情報の収集・分析や提供体制の整備等
- 第3章 サーベイランス：有事の際のサーベイランス体制の構築等
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション：科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供等
- 第5章 水際対策：検疫所との連携、帰国者の健康監視等
- 第6章 まん延防止：まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の対応に係る検討等
- 第7章 ワクチン：特定接種、住民接種体制の構築等
- 第8章 医療：県と連携した医療提供体制の準備、相談センターの整備等
- 第9章 治療薬・治療法：研究開発動向や備蓄状況、臨床情報等の情報収集等
- 第10章 検査：迅速に検査を実施できる体制の整備等
- 第11章 保健：感染症対応人材の確保・育成、受援体制の整備等
- 第12章 物資：市行動計画に基づく感染症対策物資等の備蓄等
- 第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保：支援の実施に係る仕組みの整備等